

釜石市立小・中学校における 学校規模の適正化・適正配置基本方針

令和6年3月

釜石市教育委員会

目 次

第1章 基本方針の策定に当たって	1
1 基本方針策定の趣旨	1
2 釜石市の教育の基本理念	1
第2章 学校規模の適正化・適正配置の必要性	2
第3章 学校の小規模校化に伴う課題	3
1 小学校における課題	3
2 中学校における課題	4
3 学級規模の縮小に伴う課題	4
第4章 望ましい学校規模を確保するための手法	5
1 学校統合について	5
2 小中一貫教育の導入について	5
第5章 学校規模の適正化・適正配置を進めるに当たっての基本方針	6
第6章 基本方針に基づく適正化・適正配置の方策	7
1 望ましい教育環境の整備	7
2 学校規模の考え方	7
(1) 学校規模	
(2) 学級規模	
3 小規模校を存続させる場合の教育の充実	8
(1) 小中一貫教育について	
(2) 当市における小中一貫教育の導入について	
(3) 小規模校の教育活動の充実について	
4 通学条件を考慮した学校の適正配置	10
5 保護者、地域、市民の理解	11
第7章 今後の取組について	11
1 児童生徒への配慮	11
2 推進計画の策定	11
【資料編】	
釜石市立小・中学校の現状	14
1 児童生徒数及び学級数の推移	14
2 入学予定児童生徒数の推移	17
3 学校規模の現状	20
4 中学校の教科担任の状況	21
5 各中学校設置部活動	22
6 学校施設の状況	22
釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置に関する提言【抜粋】	24
基本方針策定の経過	28
釜石市学校規模適正化検討委員会委員名簿	29

第1章 基本方針策定に当たって

1 基本方針策定の趣旨

近年、全国的に少子化が進行する中、当市においても児童生徒数が減少し、今後、さらに小・中学校の小規模校化が進むことが予測されています。小規模校は児童生徒一人一人に目が行き届くなどメリットもありますが、小規模校化が進むと、教育環境への様々な影響が生じることが懸念されます。

将来を担う子どもたちが、グローバル化や情報通信技術の一層の進展、多様化が進む社会やますます変化の激しくなる社会において、当市の学校教育が目指す「強く生き抜く力」を育成するためには、小規模校化の進行の中で、どのように学校規模を考え、子どもたちにとって良好な教育環境を整えるのかということは、大きな課題です。

文部科学省では、少子化の進行の中で、少子化に対応した教育環境の整備が全国的な課題であるとして、学校の小規模校化に伴う学校規模適正化や小規模校の教育の充実のための方策等に対する地方自治体の取組を支援するために、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を策定し公表しました。

また、当市では、令和3年度から令和12年度の10年間を期間とした「第六次釜石市総合計画」を策定し、この中で、学校の適正規模・適正配置について検討していくことが盛り込まれています。

教育委員会では、これらを踏まえ、令和3年3月に「釜石市学校規模適正化検討委員会」を設置し、「少子化により児童生徒数が減少する予測の中で、子どもたちにとって望ましい教育環境をどのように整備していくか」ということを学校規模の適正化の観点から議論していただき、令和4年11月に教育委員会に提言書を提出していただきました。

教育委員会は、この提言書を受け、学校規模の面から、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備と教育の質の充実を図るための基本的な考え方を整理し、取組の方針を示した「釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針」を策定しました。

今後、本基本方針に基づき、当市の子どもたちのために望ましい教育環境を実現するべく努めてまいります。

2 釜石市の教育の基本理念

第三次釜石市教育大綱では、釜石市の教育の基本理念を「志と豊かな心を持って未来を拓く力を育む人づくり」としています。変化の激しいこれからの社会を生きるためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用して自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、課題解決に向けて取り組むことが大切です。

当市の児童生徒に身につけさせたい資質や能力として、釜石市学校規模適正化検討委員会では、「創造性や探求心、未来を思い描く力」「社会に積極的に参画する力」「失敗を恐れなくて何事にも挑戦する力」「自分の意思で決める力」「自分の気持ちを伝え表現する力」などが挙げられました。

将来のまちづくりを担う子どもたちが自らの夢や希望を実現できるよう、郷土を愛する心を涵養するとともに、集団の中で切磋琢磨しながら確かな学力、豊かな人間性、健やかな心身を育み、知・徳・体の調和のとれた「強く生き抜く力」の育成を目指します。

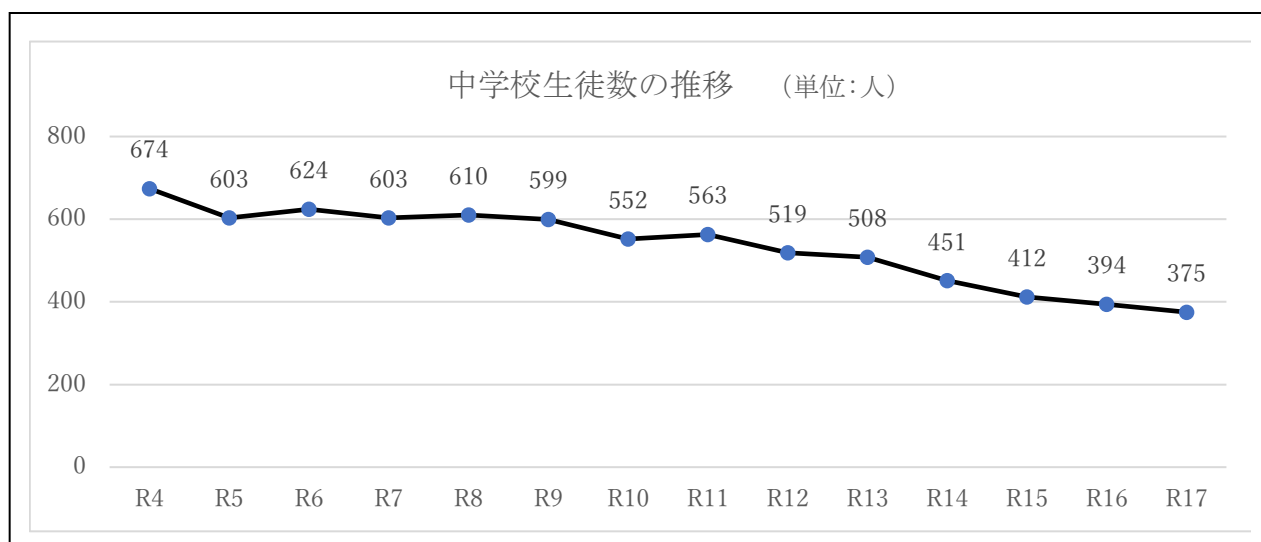
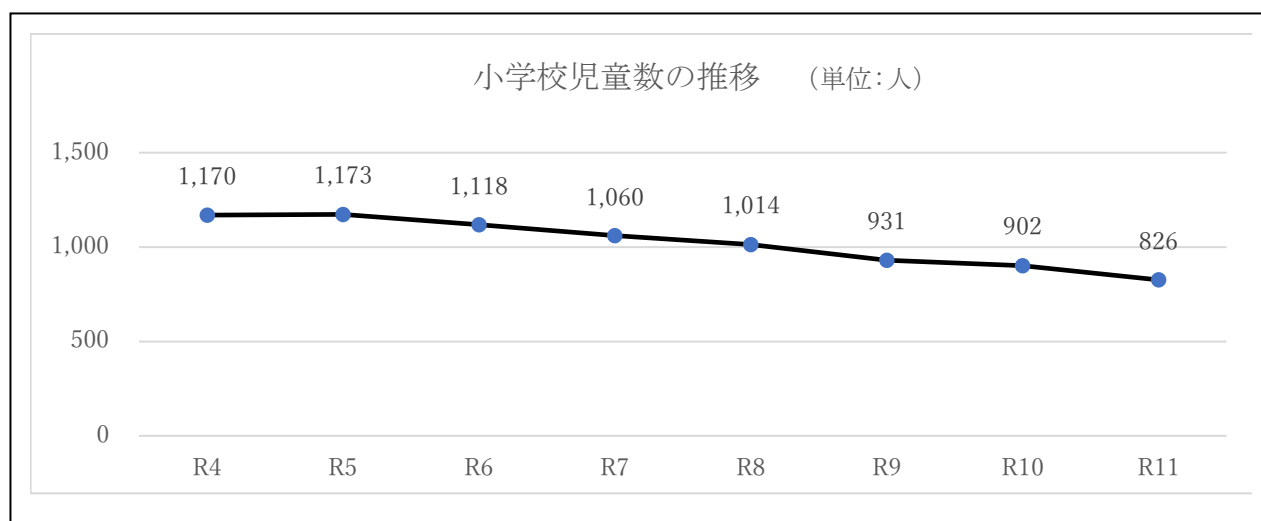
第2章 学校規模の適正化・適正配置の必要性

教育委員会では、学校規模適正化検討委員会からの提言書を踏まえ、児童生徒の望ましい教育環境を整備するため、学校規模の適正化・適正配置の必要性について検討を行いました。

小規模の学校は、一人一人の児童生徒に目が行き届くことや活動の機会が多いことなどのメリットがあります。また、学校は、地域と結びついており、学校行事等に地域の人が集まるなど地域の拠点を担っている面もあります。

しかし、その反面、小規模校化が今後さらに進む中で、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れる機会が減少すると考えられます。切磋琢磨しながら思考力や判断力、表現力、協働して問題解決に取り組む力を育み、社会性を身に付けさせることが重要であること、小規模校化は、多様な学習活動や学校行事などの集団活動の実施、学校運営に支障が生じる懸念があること、特に中学校では、学習を充実させるには、専門の免許を有する教員の配置が必要であることなどから、児童生徒の側から学校規模を考えると、一定の学校規模が必要であると判断しました。

各学校では、様々な工夫、取組によって課題に対応しているところですが、児童生徒数の減少に歯止めがかからない見通しの中で、小規模校化の進行による影響は大きいものと考え、その解決を図る必要があります。



第3章 学校の小規模校化に伴う課題

1 小学校における課題

小学校では、複式学級における学校運営上の課題がみられます。令和5年度において複式学級を有する学校は、白山小学校、栗林小学校、唐丹小学校の3校であり、3校は、今後も複式学級が継続すると予測されます。白山小学校と栗林小学校は、年度によって完全複式学級となることが見込まれています。唐丹小学校では、令和6年度には複式学級が2学級生じる見込みとなっています。さらに、令和8年度から11年度にも複式学級が2学級生じる見込みです。また、新たに令和9年度から11年度に釜石小学校で、令和11年度に双葉小学校で、それぞれ複式学級が1学級生じる可能性があります【14ページ 資料編 表1】。

複式学級を有する学校では、様々な工夫を行っていますが、多様な考え方に触れることや、同学年で切磋琢磨する環境をつくりにくいことのほか、音楽や体育などにおいて学習活動が制限される場合があること、学校行事の運営や2つの学年の指導に伴う授業の準備など教員の負担増の課題があります。

<複式学級とは>

複式学級とは、児童または生徒の数が少なく、1つの学年の児童または生徒だけでは学級を編制することができない場合に、2つの学年で編制される学級のことです。1つの学年の児童または生徒で編制する学級を単式学級といいます。

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)」に示されており、1学級の児童または生徒数の基準は、「公立小・中学校及び義務教育学校の一学級の児童又は生徒数を基準として、都道府県の教育委員会が定める」とされています。

■岩手県の学級編制の基準

学校の種類	学級編制の区分		1学級当たりの児童または生徒の数
小学校	単式学級		35人以下
	複式学級 (※)	第1学年の児童を含む場合	8人以下
		第1学年の児童を含まない場合	16人以下
中学校	単式学級		35人以下
	複式学級		8人以下

※小学校では、第1学年の児童を含む場合は、2つの学年の児童数の合計が9人以上であれば、それぞれの学年が単式学級となりますが、8人以下であれば複式学級となります

※小学校では、第1学年の児童を含まない場合は、2つの学年の児童数の合計が、16人以下の場合に複式学級が編制されます。

2 中学校における課題

中学校において小規模校化の最も大きな課題は、教科によっては専門教科の免許を有する教員が配置されないことです。

釜石中学校以外の4校は、技能教科において、免許外での指導または非常勤講師による指導が行われています。学級数が8学級以下になると全ての教科に専門免許を有する教員を配置することが困難になります【20 ページ 資料編 表6、21 ページ 資料編 表7】。

免許外の指導は、授業の充実の面や教員の負担などの課題があります。非常勤講師による指導は、美術・音楽等専門免許を有する講師による指導ですが、当市では複数校を兼務しており、年間勤務時間も限られ授業時間のみでの指導であることから、作品の完成が遅れている生徒など個別指導が必要な生徒に対して授業時間以外での指導が困難な現状です。

また、学級数が少ないことによって、専門教科の免許を有する教員を複数配置することが困難になり、教員同士が指導方法について互いに学び合う機会をもつことが難しくなります。

中学校では、部活動が任意加入制となったものの、部活動には多くの生徒が加入しており、中学生にとって、大きな役割を果たしています。中学校の部活動は、学校規模が小さいほど部活動の選択肢が限られ、希望する活動ができないこととなります【22 ページ 資料編 表8】。部活動が設置されていても、種目によっては生徒数の減少もあって、部員数が少なく、大会への出場は他校との合同チームで出場しているという状況があります。

国では部活動の地域移行を推進する方向ですが、当市においては、当面は休日のみの地域移行が中心であり、平日においては、生徒数が減少することで教員数が減少し部活動数も減少せざるを得ないということも生じてきます。

なお、中学校の複式学級はありませんが、令和2年度において唐丹中学校で複式学級が1学級生じた際は、副校長が配置されないということや、養護教諭と事務職員が小学校との兼務であったことから学校運営上の課題がありました。

3 学級規模の縮小に伴う課題

令和5年度において、全ての学年でクラス替えができない学校は、小学校は9校中7校、中学校は5校中3校となっています。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められており、グループ学習など多様な学習活動を用いながら能動的・主体的に学び合うことが求められています。そのためには、クラス替えができない学級においては、1学級当たりの児童生徒数についてある程度の規模が必要です。

第4章 望ましい学校規模を確保するための手法

児童生徒にとって望ましい学校規模を確保するため、学校統合や小中一貫教育の導入などについて検討します。

1 学校統合について

望ましい学校規模を確保するために、学校統合が有効な方策であると考え、全市的な観点から学校統合を検討します。

その際、複式学級の措置は可能な限り行わないこととともに、将来的に児童生徒数の減少が見込まれ、学校規模の基準を満たさないと予測される学校についても学校統合の検討の対象とします。

また、学校統合において通学距離等により学区の見直しが望まれる場合は、学区の変更も考慮する必要があります。

なお、本基本方針においては、既存の校舎を活用することを基本とします。

2 小中一貫教育の導入について

小中一貫教育には、小中一貫校（正式名称は併設型小学校・中学校）と義務教育学校があります。これらを導入することにより、小規模校のデメリットの解消につながる効果が期待できます。具体的には、小学校から中学校への円滑な接続を可能にすること、小学校と中学校がそれぞれ小規模校であっても小・中学校をあわせてある程度の人数が確保でき、異年齢による交流活動で学校に活気が生まれること、小学校と中学校の両方の教員免許を取得している教員の配置により中学校の免許外指導の解消につながることも期待できること、中学校教員の専門性を生かした指導を小学校で行うことができることなどです。このことから、学校統合と併せて導入の可能性について検討します。



第5章 学校規模の適正化・適正配置を進めるに当たっての基本方針

学校規模適正化検討委員会からの提言書を踏まえ、以下を基本方針として学校規模の適正化・適正配置を進めます。

各項目の方策や考え方は、「第6章 基本方針に基づく適正化・適正配置の方策」で説明します。

1 望ましい教育環境の整備

学校規模の適正化・適正配置においては、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を図ることを目的に行います。

2 学校規模の考え方

学校規模の標準は、小・中学校とも12学級から18学級とされていますが、当市の実情に応じた学校規模の考え方に基づいて行います。

なお、学習活動が制限されること、教員の負担が大きいことなどから、複式学級の措置は可能な限り行わないこととします。

3 小規模校を存続させる場合の教育の充実

学校規模の適正化・適正配置においては、学校統合のほか、小規模校を存続させる場合は小中一貫教育の導入を検討します。

4 通学条件を考慮した適正配置

学校規模の適正化・適正配置においては、当市の児童生徒の状況及び通学距離などの児童生徒の負担を考慮して行います。

5 保護者、地域、市民の理解

学校規模の適正化・適正配置においては、保護者や地域、市民への理解を得ることに努めます。また、学校は地域と結びついており地域の拠点としての役割を担っていることから、地域とのつながりの配慮に努めます。

第6章 基本方針に基づく適正化・適正配置の方策

1 望ましい教育環境の整備

当市では、現在、釜石中学校区(小学校3校と中学校1校)、甲子中学校区(小・中学校各1校)、釜石東中学校区(小学校2校と中学校1校)、唐丹中学校区(小・中学校各1校)、大平中学校区(小学校2校と中学校1校)の5中学校区があります。

学校は、子どもの学びの場でありますが、地域コミュニティの中核的な役割を担っている面があります。学校行事に地域の方々が参加することで学校行事が成り立つとともに、地域に活気が生まれることにもなっています。

このことから、適正配置においては、次に述べる学校規模の基準を基本にしながらも、当面は現在の5中学校区内から学校がなくなることはないように配慮する必要があると考え、小学校を1校は存続することを基本とします。

ただし、教育委員会として学校の存続が非常に困難な状況になったと判断した際は、保護者や地域と協議を行います。

中学校については、学校規模適正化検討委員会の提言書には「全ての教科において専門免許を有する教員が確保できる体制を整えること」とあり、そのためには、9学級以上が必要となります。基準を満たすためには、市内全ての中学校を1つに統合する必要があります。

しかし、中学校が1校となった場合、学区が広範囲になることによる通学手段の確保と生徒の負担増、中学校間の切磋琢磨ができないこと、学校生活上の諸事情が生じた場合に転校の対応がとれないことなどから、複数校の設置が必要であると考えます。

なお、本基本方針においては、既存の校舎を活用することを基本とします。

2 学校規模の考え方

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」と定められています。(同規則第79条 中学校に準用)

当市では児童生徒数の見込みから、12学級以上の学級数を確保することは困難な状況であると認められます。学校規模の適正化・適正配置に当たっては、11学級以下であっても存続させることはやむを得ないものとします。

(1) 学校規模

① 小学校について

学校の適正配置については、現行の各中学校区において、当面は、小学校1校は存続させることを基本としています。当市において、今後、12学級以上の学校規模とするためには、中学校区を越えて学校統合を行う必要があり、通学距離等の負担や地域とのつながりの面などで課題が生じると考えられます。

また、学習活動が制限されること、教員の負担が大きいことなどから複式学級の措置は可能な限り行わないこととし、学校規模においては6学級以上を基準とします。

② 中学校について

中学校は、社会性の育成、学級活動や学校行事、部活動などを通じた多様な他者との関わりあいによる協働する力の育成とコミュニケーション能力の育成などにおいて、一定の規模の集団の中で切磋琢磨することが大事です。

また、学年ごとに複数教員の配置や免許外指導の解消が可能になること、部活動の選択肢が広がることなどから、9学級以上(各学年3学級以上)が望ましいと考えます。

ただし、学校統合によって学区が広範囲になりすぎることにより、通学手段の確保や通学時間の負担など学校統合に向けて検討した結果として、8学級以下となってもやむを得ないものとなります。

この場合、小中一貫教育の導入についても検討します。

(2) 学級規模

1学級当たりの規模は、小・中学校とも15人～35人とします。これは、小学校では全校児童数が90人以上になると加配教員が1名配置され学校運営上の大きなメリットがあること、小・中学校とも1学級15人以上であれば、グループ活動を含め多様な学習活動が行えるものとするからです。

3 小規模校を存続させる場合の教育の充実

(1) 小中一貫教育について

小中一貫教育は、小学校と中学校が目指す子ども像を共有して、小学校6年間と中学校3年間をあわせた9年間を通じた教育課程を編成し、継続的（系統的）に行う教育のことです。

小中一貫教育には、小学校と中学校が共に活動することによる集団規模の確保のほか、中学校に入学した際に環境の変化に適応できないといった、いわゆる「中1ギャップ」の解消、小学校と中学校の異年齢間の交流による高まり合いや助け合う心の育成、より多くの教職員が児童生徒に関わる体制の確保、小学校の教科担任制の実施など小学校教員と中学校教員が相互に様々な形で児童生徒の学びを支援することなどにより学力向上が期待できるなどのメリットがあるとされています。

(2) 当市における小中一貫教育の導入について

小中一貫教育を導入した学校では、義務教育9年間を見通した系統性・連続性を考慮した教育課程を編成・実施することが可能となり、小学校高学年における教科担任制の導入や教員の相互乗り入れ指導、独自教科の実施、多様な異学年交流など様々な取組が行われています。

平成29年に文部科学省が行った「小中一貫教育の導入状況調査」によると、小中一貫教育の成果として「学習規律・生活規律の定着が進んだ」「中学校への進学に不安を覚える児童が減少した」「学力調査の結果が向上した」などが挙げられています。一方、「小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保」「9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発」が課題として挙げられています。また、施設分離型の場合は、児童生徒同士の交流の際の移動手段・移動時間の確保や、教職員同士が常時連携することが難しいことなどの課題もあります。

小中一貫校及び義務教育学校は、魅力ある学校づくりにもつながるものです。また、小規模の小学校と中学校と一緒に活動する機会を増やすことで、小規模校のデメリットの解消につながる面もあります。

学校統合と併せて小中一貫教育の導入についても検討することとします。

(3) 小規模校の教育活動の充実について

小規模校を存続させる場合は、小規模校のメリットを生かす工夫を行うとともに、ICTを活用した他校の児童生徒などとの交流活動や合同授業の実施など、デメリットを最小化する工夫を行い、小規模校の活性化に努めます。

<小中一貫教育とは>

小中一貫教育の実施形態として、これまでの小学校と中学校の枠組みの中で小中一貫教育を行う「小中一貫校」と新しい学校種である「義務教育学校」があります。イメージとしては、「小中一貫校」の取組を、さらにレベルアップしたのが「義務教育学校」と捉えることができます。

■小中一貫教育の実施形態について

ア) 小中一貫校

小中一貫教育を行う場合、同一の設置者により設置された小学校と中学校が、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みを残したまま、9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施し、小学校と中学校とで一貫した教育を行う小中一貫校があります。これらの学校では、関係校を一体的にマネジメントできる組織を設けるなど、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件とされています。

イ) 義務教育学校

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により、平成28年度からこれまでの小学校、中学校という学校種のほかに、小学校と中学校を一体化した新たな学校種として義務教育学校の制度が創設されました。

義務教育学校は、小学校と中学校の枠組みによりそれぞれ教職員組織がある小中一貫校と異なり、小学校と中学校が一体となった1つの教職員組織が1年生から9年生の児童生徒の教育を行う学校であることから、校長のリーダーシップのもと教職員が1つの組織として9年間の系統的な学びをより実践できます。また、小学校と中学校の両方の教員免許を有する教員を配置することで、積極的に教科担任制に取り組むことができ学力向上につなげることができます。総括担当の副校長が配置されるなど教職員の配置の面でもメリットがあります。

■施設面からみた小中一貫教育の形態について

小中一貫教育の施設形態として、以下の3つの形があります。

ア) 施設一体型

小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に整備されていて、小中一貫教育が行われている学校のことをいいます。

イ) 施設隣接型

隣接している小学校と中学校で、小中一貫教育が行われている学校のことをいいます。小学校と中学校を渡り廊下等でつなぐと行き来がしやすく、施設一体型と同様に常時連携ができます。

ウ) 施設分離型

近隣の小学校と中学校で、小中一貫教育が行われている学校のことをいいます。この場合、小学校と中学校の各1校で小中一貫教育が行われる場合のほか、複数の小学校と中学校1校で小中一貫教育が行われる場合もあります。

4 通学条件を考慮した学校の適正配置

平成 27 年 1 月に文部科学省から公表された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」においては、表 1 のとおり通学距離と通学時間の目安が示されています。

徒歩や自転車による通学距離については、小学校でおおむね 4 km 以内、中学校でおおむね 6 km 以内が目安と示されています。

また、通学時間については、文部科学省の調査（令和 3 年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査）によると、過去 3 年間の統合事例の集計結果から、統合後の遠方からの通学時間は 9 割以上が 1 時間以内となっています。

文部科学省では表 1 のとおり示していますが、当市では徒歩や自転車による通学距離の目安を小学校はおおむね 2.6 km 以内、中学校はおおむね 4 km 以内としており、それを超える児童生徒についてはスクールバスの運行などの支援を行っています。

これらのことから、学校統合を行う場合の通学距離と通学時間についても当市の基準を踏まえ、通学時間を小学校はおおむね 45 分以内、中学校はおおむね 1 時間以内を目安とすることとします。

表 1 通学距離と通学時間

※文部科学省の目安

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね 4 km 以内	おおむね 1 時間以内
中学校	おおむね 6 km 以内	おおむね 1 時間以内

表 2 通学距離と通学時間

※釜石市の目安

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね 2.6 km 以内	おおむね 45 分以内
中学校	おおむね 4 km 以内	おおむね 1 時間以内

表 3 各学校のスクールバスの最大所要時間

令和 5 年度現在

学校名	運行経路	所要時間	備考
釜石小	釜石小～新浜町	10 分	タクシー
小佐野小	小佐野小～上小川	10 分	タクシー
甲子小・甲子中	甲子小・甲子中～大橋駅前	20 分	
鶴住居小・釜石東中	鶴住居小・釜石東中～箱崎白浜	20 分	
釜石東中	釜石東中～中村	35 分	
栗林小	栗林小～荻ノ洞	20 分	
唐丹小・唐丹中	唐丹小・唐丹中～大石	30 分	
平田小	平田小～尾崎白浜	20 分	
大平中	大平中～尾崎白浜	30 分	

5 保護者、地域、市民の理解

学校規模の適正化・適正配置を行うに当たって、保護者や地域、市民の皆様の理解を図ることが大事です。

学校と地域は、学校の活動に地域の協力をお願いしたり、地域活動に子どもたちが参加したりと協力して諸活動を実施しています。また、地域の郷土芸能の保存・継承の役割を学校が担っている場合もあります。学校の諸活動に地域の方々が集まることで、学校が地域コミュニティの核となっている面もあります。

これまでの地域との関わりに十分に配慮し、学校規模の適正化・適正配置の必要性や考え方について、各中学校区での説明会の開催やパブリックコメントの実施、教育広報の活用など様々な機会を用いて理解を図るよう努めます。

第7章 今後の取組について

1 児童生徒への配慮

関係する学校同士で事前に児童生徒同士の交流活動等を行い、仲間が増えることなど学校統合によって、プラス面が生まれることが実感できるよう取り組みます。

2 推進計画の策定

学校規模の適正化・適正配置についての基本方針を説明し理解を図るとともに、保護者や地域、市民の皆様のご意見等を聞きながら、推進計画を策定することとします。

資 料 編

■釜石市立小・中学校の現状

1 児童生徒数及び学級数の推移

【小学校】

当市の児童数は、減少が続くと予測されており、令和5年度と令和11年度の児童数を比較しますと、1,173人から826人へと347人の減少になり、減少率は△29.6%になる見込みです。

学級数も減少し、令和8年度には、全ての学年でクラス替えができる学校がなくなる予測です。令和5年度と令和11年度の学級数を比較しますと、12学級の減少になる見込みです。

表1 小学校における児童数及び学級数の推移 (R5.5.1 現在)

学校名	年度 ※()内は西暦								増減 R5-R11	増減率 R11/R5
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		
釜石小	926	866	766	656	626	565	545	485	△381	△44.2
双葉小	1356	1306	1166	1076	976	896	756	675	△631	△48.5
白山小	304	324	324	364	283	303	294	274	△54	△15.6
平田小	1486	1606	1576	1576	1606	1546	1576	1406	△206	△12.5
小佐野小	2881	2851	2801	2521	2361	1991	1909	1899	△963	△33.7
甲子小	2481	2491	2361	2411	2291	2219	2118	1847	△657	△26.1
鶴住居小	1406	1476	1456	1356	1356	1256	1316	1226	△256	△17.0
栗林小	333	314	293	253	243	213	173	133	△183	△58.1
唐丹小	565	535	474	425	434	364	384	364	△174	△32.1
合計	1,170 60	1,173 61	1,118 58	1,060 59	1,014 55	931 52	902 51	826 49	△347 △12	△29.6 △19.7

※上段は児童数、下段は学級数

※児童数には特別支援学級在籍児童数を含む

※学級数に特別支援学級は含まない

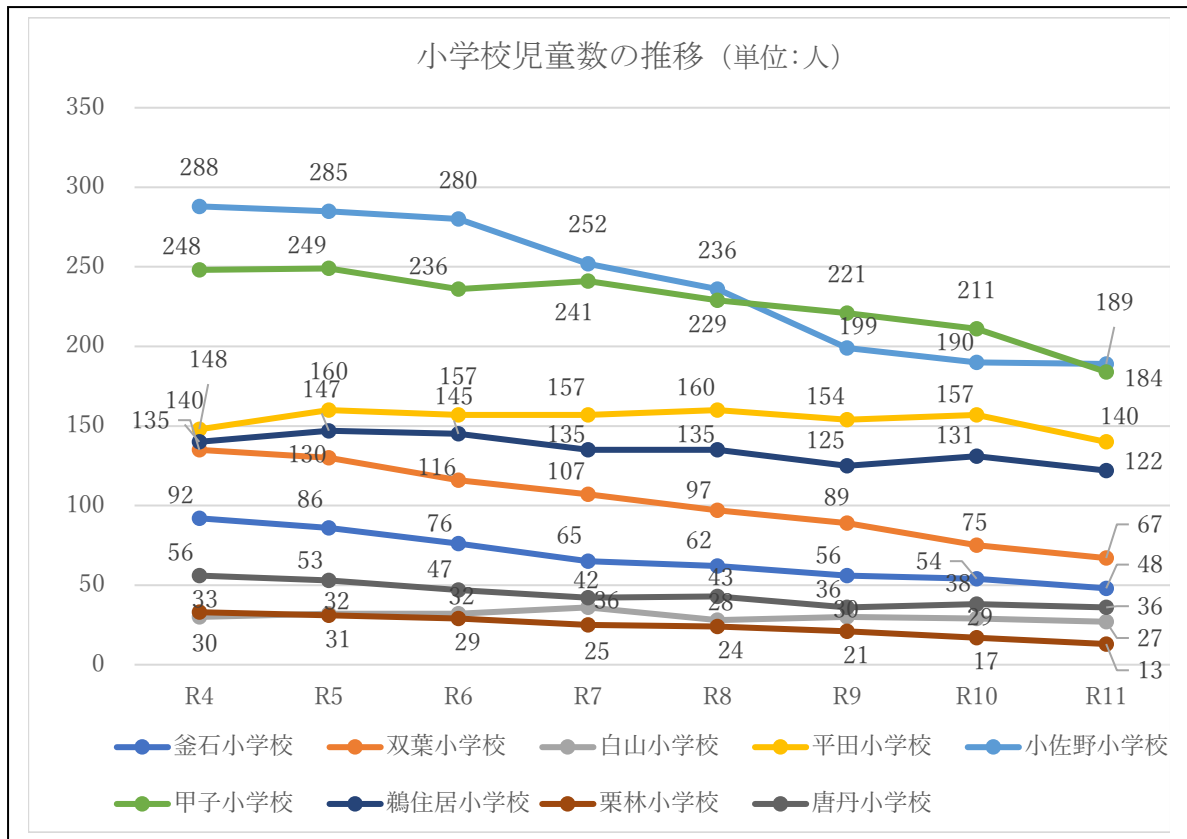


表 1 から、栗林小学校の減少率が△58.1%と最も高く、次いで、双葉小学校△48.5%、釜石小学校△44.2%、小佐野小学校△33.7%、唐丹小学校△32.1%となっており、9校中5校が30%を越える減少率になっています。

白山小学校、栗林小学校、唐丹小学校は、引き続き複式学級を有することになります。白山小学校は、令和8年度・9年度が完全複式、栗林小学校は令和6年度から完全複式、唐丹小学校は令和6年度と、令和8年度～11年度は4学級になる見込みです。釜石小学校は令和9年度から、双葉小学校は令和11年度に複式学級が1学級生じることが見込まれます。

【中学校】

当市の生徒数は、減少が続くと予測されており、令和5年度と令和11年度の生徒数を比較しますと、603人から563人へと40人の減少になり、減少率は△6.6%になる見込みです。さらに、令和5年度と令和17年度の生徒数を比較しますと、603人から375人へと228人の減少になり、減少率は△37.8%と高くなる見込みです。

学級数の推移を見ますと、令和16年度には、釜石中学校以外の学校は各学年1学級になる見込みであり、小規模校化が顕著になると推測されます。

表2 中学校における生徒数及び学級数の推移

(R5.5.1 現在)

学校名	年度 ※()内は西暦								増減 R5-R11	増減率 R11/R5
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		
釜石中	323 11	289 10	294 10	281 9	274 9	273 9	233 8	227 7	△62 △3	△21.5
甲子中	129 6	128 6	130 6	122 6	123 6	116 6	121 6	126 6	△2	△1.6
釜石東中	101 4	83 3	86 3	90 3	90 3	92 3	80 3	88 3	5	6.0
唐丹中	20 3	22 3	30 3	29 3	29 3	29 3	27 3	24 3	2	9.1
大平中	101 4	81 3	84 3	81 3	94 3	89 3	91 3	98 4	17 1	21.0
合計	674 28	603 25	624 25	603 24	610 24	599 24	552 23	563 23	△40 △2	△6.6 △8.0

学校名	年度 ※()内は西暦						増減 R5-R17	増減率 R17/R5
	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)		
釜石中	199 6	191 6	168 6	145 6	128 6	136 6	△153 △4	△52.9
甲子中	120 5	120 5	103 4	101 4	91 3	81 3	△47 △3	△36.7
釜石東中	82 3	80 3	71 3	64 3	68 3	64 3	△19	△22.9
唐丹中	18 3	15 3	19 3	18 3	23 3	17 3	△5	△22.7
大平中	100 4	102 4	90 3	84 3	84 3	77 3	△4	△4.9
合計	519 21	508 21	451 19	412 19	394 18	375 18	△228 △7	△37.8 △28.0

※上段は生徒数、下段は学級数

※生徒数には特別支援学級在籍児童数を含む

※学級数に特別支援学級は含まない

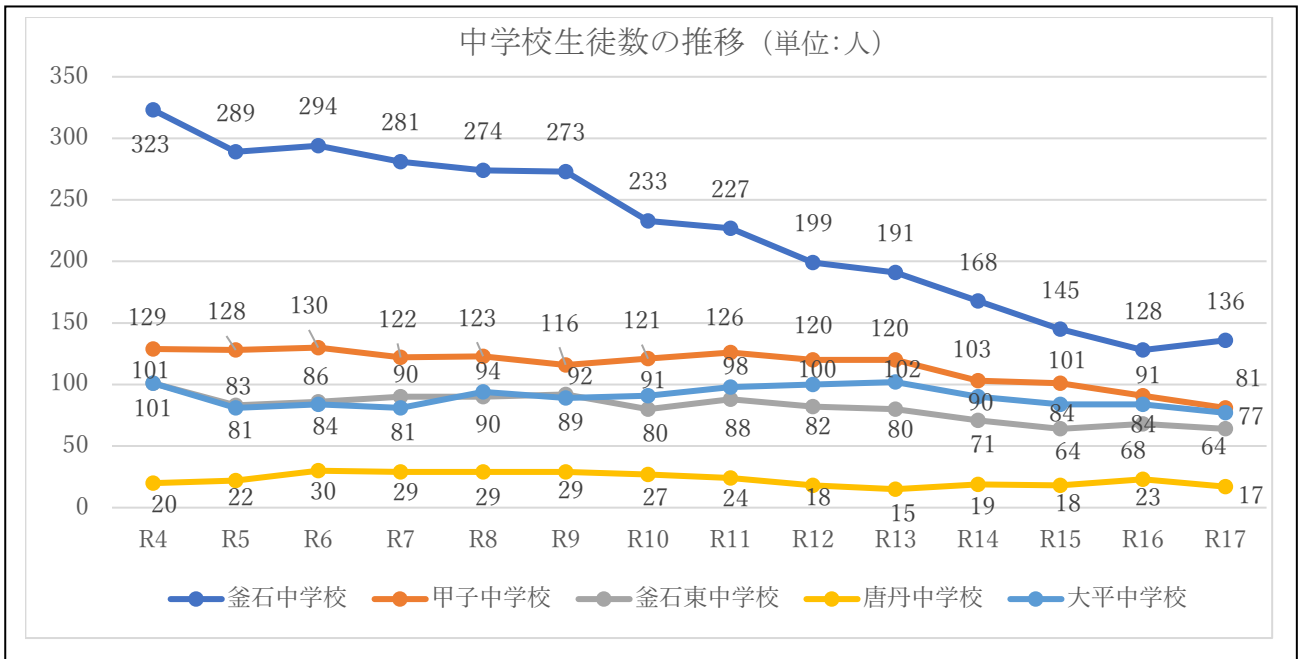


表2から、令和5年度と令和17年度を比較しますと、釜石中学校の減少率が△52.9%と最も高く、次いで、甲子中学校△36.7%、釜石東中学校△22.9%、大平中学校△4.9%となっています。唐丹中学校は、生徒数は少人数で推移する見込みです。

2 入学予定児童生徒数の推移

【小学校】

表3 小学校の入学予定児童数の推移

(R5.5.1 現在)

学校名	年度 ※()内は西暦							
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
釜石小	13	11	11	8	7	6	11	5
双葉小	21	19	15	14	11	11	5	11
白山小	6	7	4	5	2	6	5	5
平田小	22	32	29	25	25	21	25	15
小佐野小	36	39	36	38	28	22	27	38
甲子小	41	47	32	41	30	30	31	20
鶉住居小	18	26	25	17	18	20	25	17
栗林小	4	5	3	4	4	1	0	1
唐丹小	8	4	6	5	8	5	10	2
合計	169	190	161	157	133	122	139	114

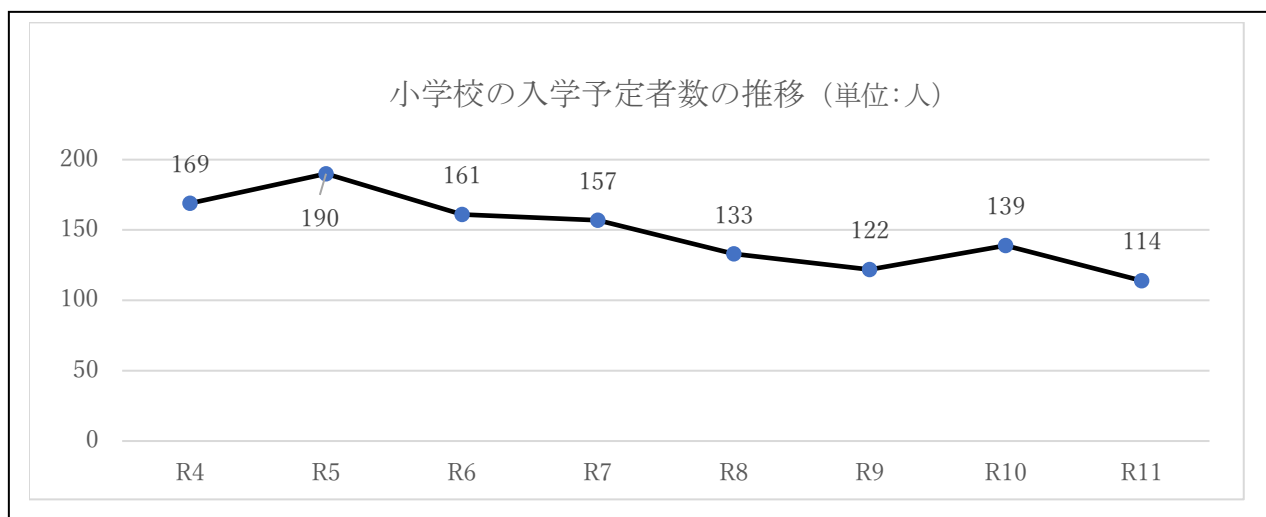


表3から、入学予定児童数の推移を見ますと、令和8年度から令和11年度の入学予定児童数は各学校とも35人以下であり、1学級になる想定です。

釜石小学校は、令和7年度の入学予定児童数が一桁台になる見込みであり、令和9年度には複式学級の措置も予想されます。

双葉小学校は、令和5年度と令和11年度の入学予定児童数を比較しますと8人の減少です。また、令和10年度の入学予定児童数が一桁台になる見込みであり、令和11年度には複式学級の措置も予想されます。

令和8年度の白山小学校の入学予定児童が2名、令和9年度と令和11年度の栗林小学校の入学予定児童が1名、令和11年度の唐丹小学校の入学予定児童が2名と極端に少なく同学年での学習が困難になることが懸念されます。

さらに、栗林小学校は令和10年度の入学予定児童は0名の見込みです。

【中学校】

表4 中学校の入学予定生徒数の推移

(R5.5.1 現在)

学校名	年度 ※()内は西暦							
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
釜石中	120	82	91	108	75	90	68	69
甲子中	45	41	45	36	42	38	41	47
釜石東中	32	23	32	35	23	34	23	31
唐丹中	11	7	12	10	7	12	8	4
大平中	29	19	36	26	32	31	28	39
合計	237	172	216	215	179	205	168	190

学校名	年度 ※()内は西暦					
	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
釜石中	62	60	46	39	43	54
甲子中	32	41	30	30	31	20
釜石東中	28	21	22	21	25	18
唐丹中	6	5	8	5	10	2
大平中	33	30	27	27	30	20
合計	161	157	133	122	139	114

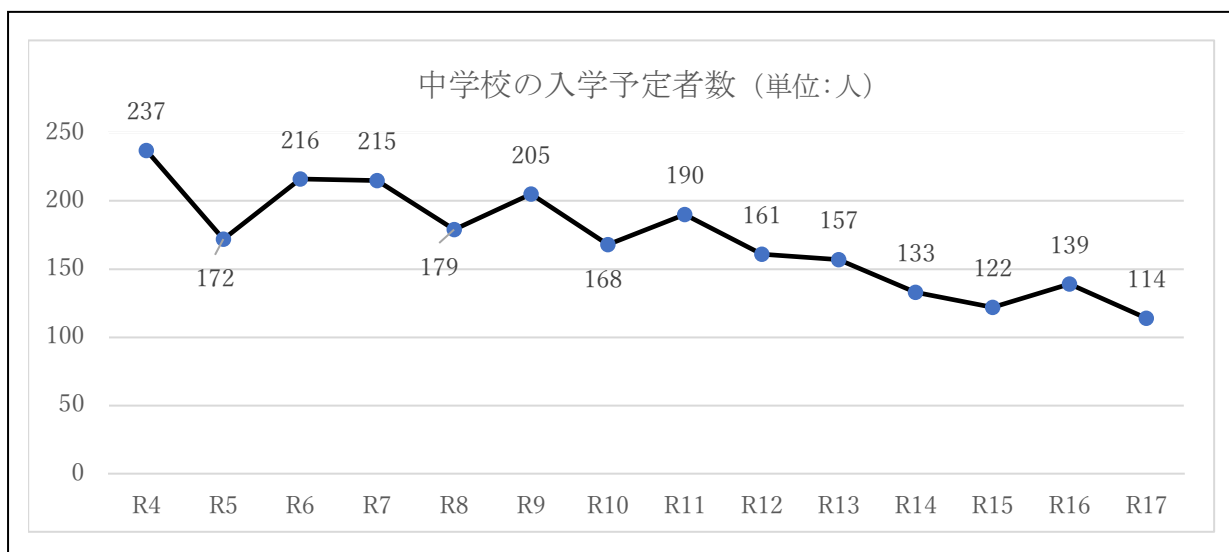


表4から、令和5年度から令和17年度の入学予定生徒数の推移を見ますと、釜石中学校の入学予定生徒数が、令和5年度が82人なのに対し、令和17年度が54名と他校と比較して減少が顕著です。唐丹中学校は、入学予定生徒数が二桁台になる年度があるものの、総じて少人数で推移する予想です。

3 学校規模の現状

【小学校】

表5 小学校の学校規模の現状

規 模	規模の状況	R 5 年度該当校	R 11 年度該当校
5 学級以下	複式学級が存在する規模	白山小 栗林小 唐丹小	<u>釜石小 双葉小</u> 白山小 栗林小 唐丹小
6 学級	複式学級はないが、クラス替えができない規模	釜石小 双葉小 平田小 鶴住居小	平田小 鶴住居小
7～8 学級	全学年ではクラス替えができない規模		<u>甲子小</u>
9～11 学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模		<u>小佐野小</u>
12～18 学級 ※標準規模	全学年でクラス替えができる規模	小佐野小 甲子小	

※R11 年度の下線該当校は、R 5 年度から規模の縮小が見込まれる学校

表5から、小学校では、令和5年度において、標準学級数を満たすのは、小佐野小学校と甲子小学校の2校のみです。複式学級のある学校では、白山小学校と栗林小学校は複式学級が2学級で4学級、唐丹小学校は、複式学級が1学級で5学級となっています。

令和11年度は、全学年でクラス替えができる学校はなくなる見込みです。白山小学校、栗林小学校、唐丹小学校は、引き続き複式学級を有しますが、新たに釜石小学校、双葉小学校が複式学級を有する可能性があります。

【中学校】

表6 中学校の学校規模の現状

規 模	規模の状況	R 5 年度該当学校	R 17 年度該当学校
1～2 学級	複式学級が存在する規模		
3 学級	クラス替えができない規模	釜石東中 唐丹中 大平中	<u>甲子中 釜石東中</u> 唐丹中 大平中
4～5 学級	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模		
6～8 学級	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	甲子中	<u>釜石中</u>
9～11 学級	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模	釜石中	
12～18 学級 ※標準規模	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消ができる規模		

※R17 年度の下線該当校は、R 5 年度から規模の縮小が見込まれる学校

表6から、令和5年度は、中学校は、標準学級数(適正規模)を満たしている学校はありません。全学年でクラス替えができるのは、釜石中学校と甲子中学校の2校です。また、免許外解消が可能な学校は釜石中1校のみで、他の学校は技能教科で免許外指導や非常勤講師による指導が行われています。唐丹中は各学年1学級ですが、学級の人数が少人数となっています。

令和17年度は、全学年でクラス替えができるのは、釜石中学校1校のみの予想です。自校に全教科において専門免許を有する教員がそろう学校はなくなる見込みであり、技能教科において、免許外での指導もしくは非常勤講師による指導が行われることが想定されます。

4 中学校の教科担任の状況

表7 令和5年度 中学校教科担任の状況

※()内は特別支援学級数で外数

学校名	釜石中	甲子中	釜石東中	唐丹中	大平中
学級数	10(2)	6(2)	3(1)	3(0)	3(1)
国語	○	○	○	○	○
社会	○	○	○	○	○
数学	○	○	○	○	○
理科	○	○	○	○	○
英語	○	○	○	○	○
音楽	○	○	○	※非常勤講師	○
美術	○	○	※非常勤講師	※非常勤講師	○
家庭	○	□免許外	□免許外	○	□免許外
技術	○	□免許外	□免許外	□免許外	□免許外
保健体育	○	○	○	○	○
加配教員	4	1	3	0	1

※免許外は、その教科の免許を有していない教員が、県教育委員会の許可を得て教科の授業を行うもの

※非常勤講師は、常時学校に勤務するのではなく、決められた曜日に決められた時間の範囲で、専門免許を有する講師が学校に勤務し授業を行うもの

5 各中学校設置部活動

表8 令和5年度における各中学校設置部活動

学校名	釜石中学校	甲子中学校	釜石東中学校	唐丹中学校	大平中学校
野球	○	○	○	○	○
サッカー		○	○		
ソフトテニス	男○女○	女○			
陸上	○				
バスケットボール	男○女○	男○			男○女○
バレーボール	男○女○	女○	女○		女○
バドミントン	男○女○		女○	男○女○	男○女○
卓球	○	男○女○	○	○	
剣道	○				
吹奏楽	○		○		○
総合文化部	○	○			

※表中の男女の別がないものは、男女合同の部活動として活動している

※空欄は部活動が休部または設置されていないもの

6 学校施設の状況

表9 学校施設の建築年

	学校名	校舎	体育館	備考
1	釜石小学校	昭和55年(築43年)	昭和55年(築43年)	H23、24大規模改造
2	双葉小学校	平成15年(築20年)	昭和51年(築47年)	
3	白山小学校	平成3年(築32年)	昭和34年(築64年)	H23、24大規模改造
4	平田小学校	昭和61年(築37年)	昭和61年(築37年)	
5	小佐野小学校	昭和62年(築36年)	昭和63年(築35年)	H29校舎増築
6	甲子小学校	平成2年(築33年)	平成2年(築33年)	
7	鵜住居小学校	平成28年(築7年)	平成28年(築7年)	震災復旧再建
8	栗林小学校	昭和45年(築53年)	平成4年(築31年)	H26大規模改造
9	唐丹小学校	平成27年(築8年)	平成28年(築7年)	震災復旧再建
10	釜石中学校	平成17年(築18年)	平成17年(築18年)	
11	甲子中学校	昭和59年(築39年)	昭和63年(築35年)	
12	釜石東中学校	平成28年(築7年)	平成28年(築7年)	震災復旧再建
13	大平中学校	平成7年(築28年)	昭和44年(築54年)	
14	唐丹中学校	平成27年(築8年)	平成28年(築7年)	震災復旧再建

学校施設の多くは老朽化が進行しており、児童生徒が安全・安心に学校施設を利用できるよう、施設の長寿命化を勘案しながら、計画的に改修等を行っていく必要があります。

学校規模の適正化・適正配置において、学校統合を行う場合は、校舎等の建築年数も勘案しながら、使用する校舎を検討することとします。

■釜石市立小・中学校における 学校規模の適正化・適正配置に関する提言【抜粋】

令和4年11月 釜石市学校規模適正化検討委員会

はじめに

本市では、平成10年から平成22年にかけて小中学校の統合が行われ、本市の小中学校数は、令和4年度において、小学校9校、中学校5校、計14校となっています。

しかし、近年、人口減少と少子化の進行が加速していることに伴い、市内小中学校では複式学級を有する学校や学級替えができない小規模校化が進んでいます。

～ 中略 ～

東日本大震災から11年以上が経過し、被災した校舎が再建され、児童生徒の学校生活も落ち着いていますが、児童生徒数が今後も減少することが続くと予測されるなかで、児童生徒にとっての適切な学びの環境をどのように考え、どのように整えていくのかということが喫緊の課題です。

～ 中略 ～

「釜石市学校規模適正化検討委員会」は、令和3年3月1日に設置され、これまで9回の会議が行われました。

検討委員会では、本市の児童生徒にとって身につけさせるべき資質・能力は何か、身につけさせるためにはどのような学校規模が適切なのか、小規模校のメリットやデメリット、学校と地域のつながり、小規模校化の中での部活動、適正規模を考える上での配慮事項、小中一貫校及び義務教育学校などについて検討を重ねてまいりました。

これまでの検討内容をまとめ、このたび、教育委員会に提言を行うものです。

教育委員会がこの提言の趣旨を受け止め、今後、教育委員会が策定することとしている「小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針」に反映し、速やかに策定に取り組むことを期待します。

IV 各論点に基づく検討委員会における論議

2 小規模校のメリット及びデメリットについて

小規模校化が進むと様々な影響が予想されます。検討委員会では、小学校で複式学級を有する校長及び中学校の小規模校の校長から意見を聞き、複式学級を有する小規模校を含め、小規模校のメリット及びデメリットについて議論しました。

以下は、委員からの主な意見をまとめたものです。

(1) 児童生徒にとってのメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>(1) 用具や場所も十分あるので、1つの体験を確実にできたり、何回も繰り返してできる。</p> <p>(2) 一人一人の活動の機会が多くあり自覚と責任感を高めることができる。</p> <p>(3) 人数が少ないので友達関係が深くなる。</p> <p>(4) 教師の目が行き届きやすいので、きめ細かな指導を受けることができる。</p> <p>(5) 異学年交流による活動を行いやすいので異学年交流を通じた学びが充実。下学年のお世話などを通して思いやりの心が育つ。</p> <p>(6) 特に小学校1・2年生の入門期の子どもに学習習慣を身につけさせるには有効である。</p>	<p>(1) 学校行事や、スポーツ活動、音楽活動等の集団での教育活動に制約が生じやすい。</p> <p>(2) 友達関係など人間関係が悪くなった時にクラス替えができず、人間関係を変えることができない。</p> <p>(3) 集団の中で多様な考え方にふれることが少なく、切磋琢磨する機会が少なくなる。</p> <p>(4) 小学校のクラブ活動や中学校の部活動で、種目数等が限定されるので、児童生徒が希望する選択ができない場合がある。</p> <p>(5) 中学校では全教科で専門教科を有する教員がそろわないことで、生徒が確かな学力を身につけるための望ましい環境になっていない。</p>

(2) 教職員及び学校運営上のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>(1) 一人一人に目が行き届きやすく、きめ細かな指導ができる。生徒指導面でも教員が一人一人の子どもをよく見ることができる。</p> <p>(2) 教職員の共通理解を図りやすい。</p> <p>(3) 問題が生じた場合など、コミュニケーションがとりやすいのでスムーズに対応できる。</p> <p>(4) 学習指導で、個別の対応がしやすい。</p>	<p>(1) 複式指導では、教員が準備や指導に大きな労力を割かなければならない。</p> <p>(2) 複式指導の特性として、授業の半分の時間は子どもたちに任せなければならず、その間わからない子の指導ができない。</p> <p>(3) 複式指導では、例えば、理科の授業では、実験を伴うので安全面からも一人で授業を行うのは難しいなど、教科によって指導の難しさがある。</p> <p>(4) 中学校では全教科で専門免許を有する教員がそろわず、免許外での指導になり、教員の負担が大きい。</p> <p>(5) 小学校で学年1学級だったり、中学校で一人で全学年を教える場合は、他の教員と相談したり、切磋琢磨したりができない。</p> <p>(6) 部活動で種目数が少ない分、専門以外の部活動を指導しなければならない。</p> <p>(7) 一人に校務分掌が集中しやすい。</p> <p>(8) 出張が重なると代わりに授業を行う教員の確保など学校運営に支障がでる。</p>

(3) 地域及びその他のメリット・デメリット

メリット	デメリット
(1) 地域がとても協力的で、地域との結びつきが強く地域の中で子どもたちが育つ。 (2) 地域や保護者との連携がとれ、協力を得やすい。	(1) PTAの負担が大きい。 (2) 少人数の家族的な温かさも大事だが、将来、子どもたちが地域を離れ、厳しい社会に出た時に自立していく力をつけてやることを第一に考え、そのための環境をつくってやる必要がある。 中学校では、最低限、専門教科の免許を有する教員がそろうことが大事である。

V 検討委員会としての提言

検討委員会では、これまでの議論を踏まえ、今後、教育委員会が策定することとしている「小・中学校における適正規模・適正配置基本方針」に対し、以下のとおり提言します。

- 1 学校における適正規模・適正配置基本方針を策定するに当たっては、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を図ることを目的に行うこと。
また、長期的な見通しをもって行うべきものであること。
- 2 学校における適正規模・適正配置基本方針を策定するに当たっては、当市の児童生徒の状況及び通学距離などの児童生徒の負担、地域の状況など、学校規模適正化検討委員会からの提言書を踏まえ、様々な観点から検討し策定を行うこと。
- 3 学校規模について
 - (1) 学校規模の標準は、小中学校とも12学級から18学級とされているが、当市では児童生徒数の減少によりこれを確保することは困難な状況であると認められることから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、地理的要因や地域の状況等を考慮し、11学級以下であっても存続させることはやむを得ないものとし、当市の実情に応じた学校規模の考え方に基づいて行うこと。
 - (2) 小学校の学校規模は、クラス替え可能な2学級以上が望ましいが、児童生徒数が減少するなかで達成が困難な状況であると認められることから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、原則各学年1学級以上を目指し、1学級当たりの人数において、学級活動やグループ活動が効果的に行える人数や多様な考えを知ることができる一定の規模の人数を確保す

るよう努めること。

- (3) 中学校においては、社会性の育成、学級活動や学校行事、部活動などとおした多様な他者との関わりあいによる協働する力の育成とコミュニケーション能力の育成などにおいて、一定の規模の集団のなかで切磋琢磨することが大事であることから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、その体制を整えるよう努めること。

また、学力を身につけさせることが学校教育の大切な役割であり、そのためには、全ての教科の指導において専門教科の免許を有する教員が充足する体制を整えるよう努めること。

- (4) 複式学級は、学習活動が制限されること、同学年でグループ活動など多様な学習活動が難しいこと、教員の負担が大きいことなどから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、複式学級の措置は可能な限り行わないよう努めること。

- 4 学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、学区の変更や学校統合のほか、小中一貫校及び義務教育学校の導入など様々な方法を検討することが望ましいこと。

- 5 複式学級や児童生徒が極端に少ない小規模校を存続する場合は、児童生徒の教育環境を整えることに努めること。

- 6 学校は地域と結びついており地域の拠点としての役割を担っていることから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、地域とのつながりへの配慮に努めること。

- 7 学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、保護者や地域、市民の理解を得ることに努めること。

おわりに

本検討委員会では、9回にわたって、委員会を開催し、当市の学校の適正規模・適正配置に関する事項について検討を重ねてまいりました。

議論を行うに当たっては、「当市の児童生徒にとって望ましい教育環境とは何か」を、委員一人一人が自身に問いかけながら、議論を行い、提言としてまとめることができました。

本委員会の議論においては、当市の現状等から、学校規模の適正化・適正配置を積極的に推進すべきという意見と小規模校を大切にしていくことが釜石らしい教育になるという意見がありました。本委員会は、当市の学校の適正規模・適正配置について結論を出すものではなく、教育委員会が策定を予定している「小中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針」について、その考え方や配慮事項等を提言としてまとめたものです。

教育委員会には、本提言の趣旨や願いを十分に汲み取っていただき、当市の児童生徒にとって「望ましい教育環境の整備」が実現できるよう、基本方針が策定されることを願っています。

■ 基本方針策定の経過

年度	月	項目	内容
令和2年度	3月	第1回釜石市学校規模適正化検討委員会 (以下「検討委員会」)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会から「学校規模等の教育環境をどのように考え整備することが望ましいか」について諮問。 ・市内小・中学校の状況把握
令和3年度	5月	第2回検討委員会	当市児童生徒に備えたい資質・能力について
	8月	第3回検討委員会	小規模校のメリット・デメリットについて
	11月	第4回検討委員会	学校の役割について
	2月	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校の関わりについて ・部活動の状況について
令和4年度	5月	第6回検討委員会	児童生徒の現況及びこれまでの検討内容について
	7月	第7回検討委員会	当市の学校規模適正化をどう考えるか
	8月	第8回検討委員会	当市の学校規模適正化をどう考えるか
	11月	第9回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫校と義務教育学校について ・学校規模の適正化・適正配置についての提言について
	11月	検討委員会が提言書を提出	教育委員会に「釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置に関する提言」を提出
	2月	教育委員との協議	釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針（案）策定に係る進捗について説明
	2月	令和4年度第2回釜石市総合教育会議	釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針（案）について説明
令和5年度	5月	教育委員との協議	釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針（案）策定に係る進捗について説明
	12月	令和5年度第1回釜石市総合教育会議	釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針（案）について説明
	1月	釜石市議会議員全員協議会	釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針（案）について説明
	1月～2月	意見募集の実施 アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・意見募集の実施（1/26～2/26） ・学校規模適正化・適正配置に関するアンケートの実施（2/1～2/12 対象：未就学児の保護者及び小中学生の保護者）
	2月	地域説明会	釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針（案）地域説明会（2/15～2/22 中学校区5カ所で実施）
	3月	教育委員会議定例会	釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針の策定

■ 釜石市学校規模適正化検討委員会委員名簿

(令和4年度 敬称略)

	区 分	団体名等	氏 名
1	学校関係者	釜石東中学校	教諭 佐々木 猛
2	学校関係者	釜石小学校	校長 及川 靖浩
3	学校関係者	釜石高等学校	校長 青木 裕信
4	釜石保育会	鶴住居保育園	園長 八幡 雅子
5	保護者代表	令和2年度市PTA連合会	会長 齋藤 健
6	保護者代表	令和2年度市PTA連合会	副会長 山崎 政仁
7	保護者代表	令和2年度市PTA連合会	副会長 小笠原 慎二
8	保護者代表	令和2年度市PTA連合会	事務局長 清水 麻美絵
9	釜石市民生委員児童委員協議会	民生委員(小佐野地区)	尾形 安世
10	釜石市民生委員児童委員協議会	主任児童委員(鶴住居地区)	市川 淳子
11	民間団体等	釜石市体育協会	佐久間 定樹
12	民間団体等	高校生活動サポート	常陸 奈緒子
13	民間団体等	いのちをつなぐ未来館	川崎 杏樹
14	民間団体等	釜石まちづくり会社株式会社	下村 達志